

日本学術会議公開シンポジウム@明治大学駿河台キャンパス・2016.6.18
「18歳・19歳有権者は選択する-The Voters' Choice 2016- 前編・彼らはいかに選択するか」

18歳への選挙権年齢の引き下げは いかに決まったか

明治大学政治経済学部・西川伸一
nisikawa1116@gmail.com (●→@)
http://www.nishikawashin-ichi.net

◆選挙権拡大の直後に実施された衆院選における全人口に占める有権者比率



はじめに

2016.6.19 選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」へ引き下げる改正公職選挙法施行

意義

5回目で70年ぶりの選挙権年齢の拡大

約240万人が新たに有権者に

→有権者全体の2%に相当

「少子高齢化の時代の民主政治に対するインパクトである。(略)若い世代の声をいかに政治に反映させるかは喫緊の課題である。「シルバー・デモクラシー」が語られるなか、18歳選挙権はそれに対して象徴的な意味をもつかもしれない」宇野重規「18歳選挙権のもつ意味」『Voters』No.30 (2016年2月) 2頁。

1

日本学術会議公開シンポジウム@明治大学駿河台キャンパス・2016.6.18
「18歳・19歳有権者は選択する-The Voters' Choice 2016- 前編・彼らはいかに選択するか」

1 「引き下げ」前史

@欧米諸国での選挙権年齢引き下げ～1970年代前後

- イギリス：1969年 21歳から18歳へ (労働党は1965年には検討)
18歳までに就職する人も多く、「18歳は十分に大人」
- 西ドイツ：1970年 21歳から18歳へ →基本法38条改正 (1970.7.31)
- アメリカ：1971年 21歳から18歳へ →憲法修正26条発効 (1971.7.5)
就職・納税・兵役
- フランス：1974年 21歳から18歳へ
目覚ましい身体的、知的発達→「21歳成人」が現実にはマッチしなくなった

@日本での選挙権年齢引き下げに向けた議論・その1～1970年代には「消極的」

1970.6.19秋田大助自治相の閣議での発言：「少年法の年齢引き下げと関連して公職選挙法の投票年齢（選挙権）を引き下げる問題が議論を呼ぶと予想されるので、今後、関係省庁でも真剣に検討してもらいたい」（同日付『読売新聞』）

背景① 少年法改正案（適用を18歳未満へ引き下げる）が法制審議会に諮問される

背景② イギリスで前日に有権者年齢引き下げ後初の総選挙、アメリカも来年引き下げへ

2

日本学術会議公開シンポジウム@明治大学駿河台キャンパス・2016.6.18
「18歳・19歳有権者は選択する-The Voters' Choice 2016- 前編・彼らはいかに選択するか」

1971の統一地方選（4月）と参院選（6.27）の際、自治省が3回に分けて18歳選挙権について調査
1971.7.20衆院公職選挙法改正に関する調査特別委員会：

渡海元三郎自治相

「慎重を期してこの問題〔選挙権年齢の18歳への引き下げ〕を前向きに検討をしてみたい」

1972.3.19 自治省が調査結果を発表

①18歳・19歳（調査対象400人）：「賛成」24.7%＜「反対」50.5%

②成年者のみ（同3000人）：「賛成」18.1%＜「反対」59%

③16～19歳（同1000人）：「賛成」33.8%＜「反対」44%（1972.3.20『毎日新聞』）

→「「実現はまだ先の先」というのが自治省の結論である」（1972.3.20『読売新聞』）

1974.12.31 公明選挙連盟が青年の政治意識について世論調査した結果を発表

16歳～19歳1000人対象：18歳選挙権について反対が46%（前回に比べて反対が増える）

→「政治問題について判断力がまだない」

@日本での選挙権年齢引き下げに向けた議論・その2～「積極的」に転じはじめた1990年代

1990.4.3 社会党大会 青年組織から選挙権年齢の18歳への引き下げが提起される

Cf.) 共産党は1923年作成の党綱領草案で18歳以上の男女普通選挙権を提唱

1990.6.21 第8次選挙制度審議会が政党ヒアリング 「連合の会」が18歳選挙権を提唱 3

日本学術会議公開シンポジウム@明治大学駿河台キャンパス・2016.6.18
「18歳・19歳有権者は選択する-The Voters' Choice 2016- 前編・彼らはいかに選択するか」

1994.3.4 細川護熙首相 改正政治改革関連法の成立を受けて、山花貞夫政治改革担当相に選挙権年齢の18歳への引き下げを検討することを指示。

Cf.) 社会党、公明党、日本新党、民社党、公明党が18歳選挙権を打ち出す。

→「民法、刑法などの法体系全体との関係で考えなくてはならない」と自治省は消極的

1994.3.13『朝日新聞』社説「選ぶ権利の拡大を本気で」（1994.4.1『毎日新聞』夕刊）

「ハイティーン時代から政治的訓練を積み、社会的責任を自覚してもらう方がよいと思う」

1995.12.16 新進党・党首公開選挙告示 参加資格：18歳以上の日本国民

1996.10.20 小選挙区比例代表並立制による初の衆院総選挙

1996.11.20～11.23 『朝日新聞』「新選挙制度を総括すれば」（連載）

自民「前向きに議論していかねばならない」 新進「18歳への引き下げを求めている」

民主「やるべきだ」 共産「すでに提唱」 社民「賛成だ」

1999.8.2『朝日新聞』社説「18歳投票制 高齢化のゆがみを正す」

「急激に進む少子高齢化を考えると、選挙権年齢の引き下げは重要な意味を持つてくるように思われる。（略）選挙権年齢を十八歳に引き下げるべきだ」。

Cf.) 2002.9.16『毎日新聞』社説「私たちは、若者の政治参加拡大によって責任の自覚を促す選挙権年齢引き下げに賛成する」。

日本学術会議公開シンポジウム@明治大学駿河台キャンパス・2016.6.18
「18歳・19歳有権者は選択する-The Voters' Choice 2016- 前編・彼らはいかに選択するか」

2000.5.23 民主党「次の内閣」成人年齢の18歳への引き下げを骨子とした法案を次期衆院選後の特別国会に提出する方針を決定。

①民法上の「成年」を18歳に ②選挙権を18歳以上に ③少年法適用年齢を18歳未満に
→6月の選挙戦（総選挙は6.25）では自民除き各党がほぼ一致

2000.10.26 民主党「成年年齢の引下げ等に関する法律案」を国会に提出 →審議未了・廃案

2 国民投票法の成立

@国民投票法案の検討開始以前

2002.2.13 国会内で市民団体「Rights」の集会 →「18歳選挙権」が超党派で高まる。

2002.3.13 超党派の「選挙権年齢の引き下げを求める国会議員懇談会」が旗揚げ

2002.3.20 「新しい日本をつくる国民会議」（21世紀臨調）が「18歳選挙権」を主張

2002.6.24 愛知県高浜市で「18歳から住民投票」の改正条例成立

2002.10.3 公明党・北側一雄政調会長「2004年参院選で（18歳選挙権の）実施を目指す」

2002.12.19 与党3党（自・公・保）「18歳選挙権」の検討チーム設置し初会合を開く。

**2004.8.25 民主党・岡田代表、党代表選の政策公約「2015年 日本復活ビジョン」発表
→2015年には18歳以上選挙への選挙権付与が実現していると記す。**

日本学術会議公開シンポジウム@明治大学駿河台キャンパス・2016.6.18
「18歳・19歳有権者は選択する-The Voters' Choice 2016- 前編・彼らはいかに選択するか」

@国民投票法案の検討開始以後

2000.1.20 衆参両院に憲法調査会設置 →2005 最終報告書とりまとめに着手

2004.11.29 自・公両党が憲法改正国民投票法案の概要を固める。→有権者は「20歳以上の国民」

2005.4.25 民主党憲法調査会が、憲法改正の国民投票法案の原案を公表 →投票資格「18歳以上」

2006.5.3 『読売新聞』「基礎からわかる国民投票法」

「特に注目を集めているのは投票年齢だ。18～19歳も投票できるようにすべきかが焦点になっている。

「18歳以上」を提案しているのは民主党だ。与党は「衆院・参院議員の選挙権を有する者」として「20歳以上」を主張している。

与党は「国政に参画するという意味では、国民投票は参政権と同じ。範囲を異にする積極的理由はない」と主張している。民主党は「国民投票は主権者の最も重要な権利であり、できるだけ多くの国民に投票権を与えるべきだ。18歳成人は世界の合意」と訴える」。

2006.5.26 自・公「日本国憲法の改正手続に関する法律案」（以下、国民投票法）

民主「日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案」

**2006.11.30 衆院憲法調査特別委員会小委員会：自・民両党が「原則18歳以上」で基本合意
「本則は18歳以上とするが、付則に3年程度の経過措置を置き、民法や公職選挙法など関連法案が改正されるまでは20歳でいく」**

日本学術会議公開シンポジウム@明治大学駿河台キャンパス・2016.6.18
「18歳・19歳有権者は選択する-The Voters' Choice 2016- 前編・彼らはいかに選択するか」

- 2007.2.7 自・民・公の3党の国会議員による「国民役の新しい公職選挙法を考える会」**
公選法の選挙権年齢を18歳以上に引き下げる方向で検討する方針を決める。
- 2007.3.15 自・公両党が民主党との国民投票法案の共同修正案の提出を断念**
- 2007.5.14 国民投票法が参院本会議で可決・成立** →与党修正案を単独で提出へ
▽投票権者は原則18歳以上（当面は20歳以上）の日本国民
▽法施行は公布から3年後
→附則「2010年の施行までに公職選挙法、民法その他の法令について検討を加える」
Cf.)「20歳未満を「少年」と定めた少年法の見直しについても、政府内には「適用年齢を引き下げる理由付けが難しい」との見方が強い」2007年5月15日付『読売新聞』。
- 2008.2.13 鳩山邦夫法相が法制審議会に成人年齢引き下げの是非を諮問**
総務省「民法の成人年齢が引き下がらない場合、公職選挙法だけが引き下がると、整合性に問題が生じる」
- 2009.10.28 法制審議会が民法の定める成人年齢を18歳に引き下げることが適当だとする意見を千葉景子法相に答申** →選挙権年齢の引き下げについては言及せず。
- 2010.5.18 国民投票法施行** Cf.) 最終報告書原案（2009.5.18）では、選挙権年齢の引き下げを成人年齢引き下げの条件としていた。 7

日本学術会議公開シンポジウム@明治大学駿河台キャンパス・2016.6.18
「18歳・19歳有権者は選択する-The Voters' Choice 2016- 前編・彼らはいかに選択するか」

3 選挙権年齢の18歳への引き下げ

@改正国民投票法の成立まで

- ★国民投票法は施行されたが、附則の「施行までに」は実現できず。→事実上の違法状態
- ①自民党と民主党の対立のあおりで衆参の憲法審査会が動かず
 - ②政府内でも意見対立
 - 総務省：選挙権と成人年齢は一致させるべき
 - 法務省：一致させる必要はない
- 2013.6.6 衆院憲法審査会**
自・民・維：国民投票の投票年齢を満18歳以上で確定させるべき
武正公一筆頭幹事（民主）「公選法と民法の（年齢）引き下げを待たず切り分けるのも一つの選択肢だ」
- 2013.7.25 『読売新聞』社説「憲法改正 実現への布石を周到に打て」**
「いずれも、2010年5月の国民投票法施行までに結論を出しておかねばならない課題だった。／与野党は、早急に協議を始めてもらいたい」。
- 2013.12.1 自民党 改正案の国会提出を断念**
国民投票の有権者は「満18歳以上」⇔「未成年が投票権を行使するのは問題だ」

日本学術会議公開シンポジウム@明治大学駿河台キャンパス・2016.6.18
 「18歳・19歳有権者は選択する-The Voters' Choice 2016- 前編・彼らはいかに選択するか」

2014.4.3 自・公・民・維など与野党7党が、国民投票法改正案を共同提案することで合意
 ★国民投票の投票年齢を施行4年後に「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる。
 ★選挙権年齢の18歳への引き下げも合意
 →公職選挙法の選挙権年齢を2年以内に「18歳以上」に引き下げるため、
 与野党でプロジェクトチーム設置へ

2014.5.8 衆院憲法審査会附帯決議
 「選挙権を有する者の年齢については、民法で定める成年年齢に先行してこの法律の施行後二年以内を目途に、年齢満十八年以上の者が国政選挙等に参加することができることとなるよう、必要な法制上の措置を講ずること」。

2014.6.13 改正国民投票法が参院で可決・成立
 附則：選挙権年齢の引き下げ「速やかに必要な法制上の措置を講じる」

@改正公職選挙法の成立まで

2014.6.20 与野党8党（自・民・維・公・次世代・みんな・生活・新党改革）による選挙権年齢の引き下げについて協議するプロジェクトチーム（PT）の初会合

2014.9.30 同PTが第2回会合
 →選挙権年齢を18歳に引き下げる公職選挙法改正案を臨時国会に提出する方針で一致

2014.11.19 議員立法として衆院へ提出 →11.21の衆院解散で廃案

9

日本学術会議公開シンポジウム@明治大学駿河台キャンパス・2016.6.18
 「18歳・19歳有権者は選択する-The Voters' Choice 2016- 前編・彼らはいかに選択するか」

2015.3.5 自・公・民・維・次世代・生活と無所属の衆院議員1人が共同で衆院へ再提出
 ◆改正公選法のポイント
 ▼衆院選、参院選、地方選挙の選挙権年齢を「18歳以上」に引き下げ
 ▼公布1年後に施行
 ▼未成年者が重大な選挙違反を犯した場合、成人と同様に処罰
 ▼検察審査会の審査員、裁判員裁判の裁判員の資格年齢は「20歳以上」に据え置き
 ▼民法や少年法の規定についても検討を加え、必要な法制上の措置を講じる（附則）

2015.3.6 自民役員連絡会：
 ↓ 民法の成人年齢と少年法の適用対象の見直しについて党内検討を始める方針を確認
 法案の審議入り難航：民主党が閣僚らの政治資金に関する問題の先議を主張

↓
2015.4.15 民主党方針転換：公選法改正案審議後に「政治とカネ」の議論を行うことが条件

2015.5.26 衆院政治倫理確立・公職選挙法改正特別委員会で審議入り

2015.6.3 特別委で全会一致で可決 →6.4 衆院本会議で全会一致で可決
 →6.15 参院政治倫理確立・公職選挙法改正特別委員会で全会一致で可決
 →6.17 参院本会議で全会一致で可決・成立

10

日本学術会議公開シンポジウム@明治大学駿河台キャンパス・2016.6.18

「18歳・19歳有権者は選択する-The Voters' Choice 2016- 前編・彼らはいかに選択するか」

◆改正公選法のポイント

- ▽衆院選と参院選、地方選の選挙権年齢、最高裁判官の国民審査投票資格などを現行の「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げ
- ▽18歳以上の未成年者が重大な選挙違反を犯した場合、原則として成人と同様の刑事手続きで処罰
- ▽民法や少年法の規定についても検討を加え、必要な法制上の措置を講じる
- ▽公布（2015.6.18）1年後（2016.6.19）に施行

@各紙の社説

▽朝日新聞（2015.6.18）「18歳選挙権に向け、各地の教育現場では、模擬投票など「主権者教育」への取り組みが始まっている。学校で友人と政治や民主主義を考え、投票に行こうと声をかけ合う。10代での経験は政治参加の原点として年齢を重ねても生きるに違いない」。

▽毎日新聞（2015.6.17）「とりわけ教育現場は有権者として必要な意識を育む「主権者教育」への対応を急ぐべきだ。（略）18歳選挙権の実現に伴い、民法の定める成人年齢の引き下げをめぐる議論も今後、本格化が予想される。「18歳成人」も各国の大勢であり、選挙権年齢といずれ一致させていくのが自然だろう」。

★両紙とも若者の政治的社会化の意義を指摘

11

日本学術会議公開シンポジウム@明治大学駿河台キャンパス・2016.6.18

「18歳・19歳有権者は選択する-The Voters' Choice 2016- 前編・彼らはいかに選択するか」

▽読売新聞（2015.6.18）「高校や中学での主権者教育を強化することが急務である。（略）改正公選法の付則には、民法の成人年齢の「20歳以上」や、少年の保護や更生を重視する少年法の適用年齢の「20歳未満」について、引き下げを促す規定が明記された。自民党は4月に特命委員会を設置し、論議を始めている」。

▽産経新聞（2015.6.18）「今回の制度改正は、憲法改正国民投票の投票権年齢が、平成30年に「18歳以上」へ引き下げられるのに合わせた措置である。／民法上の成年年齢を、18歳にそろえるかどうかの検討も進んでいる。選挙権をもつ国民は成年と位置付けるのが自然である。少年法の適用年齢引き下げとともに、結論を早めに出すべきだ。（略）民主主義における選挙の意義や仕組みへの理解が深まるよう、学校での教育、啓発も重要になる。ただし、日教組などに所属する一部教員が、特定の政治的主張を学校現場で押し付けるのは、民主主義を損ない、許されないことを改めて指摘しておきたい」。

まとめ

- ★18歳選挙権は、憲法改正のための国民投票法の投票権者を18歳以上としたことの付随的成果
- ★普選運動や女性参政権獲得運動の結果の選挙権拡大とは異質な経緯 → 「たなぼた」的
- ★若者の政治への「気づき」の原点として「有効活用」できるか。例）主権者教育

@参考文献 井田正道（2003）「18歳選挙権に関する考察」『政経論叢』71巻5・6号。

新聞各紙。国会会議録検索システム。

12